

定額給付金の申請はお済ですか？

地域政策課
内線232・233

申請がお済みでない方は、申請手続きを行ってください。

【受付窓口】役場第2庁舎地下1階 地域政策課

【受付期限】9月24日(木)まで

申請方法	手続方法				
①郵送申請	申請書に口座を記入し返信用封筒で申請書を返信してください。口座振込により支給されます。 ＜注＞振込先がゆうちょ銀行の場合は、振込まで約1か月かかります。				
②窓口申請 (土日祝日を除く) (9:00~16:00)	役場に来庁し、直接現金を受け取れます。 申請書、世帯主の本人確認書類(※1)及び印鑑(認め印)をお持ちください。 ＜注＞来庁者が世帯主以外(申請書の給付対象者一覧に掲載されている方)の場合は、世帯主及び来庁者の本人確認書類(※1)が必要です。 ※1 (本人確認書類) <table border="1"> <tr> <td>顔写真付き (1種類必要)</td> <td>例) 運転免許証、パスポート、住基カードなどの公的身分証明書</td> </tr> <tr> <td>顔写真無し (2種類必要)</td> <td>例) 保険証、年金手帳、預金通帳、キャッシュカード、診察券などの証明書</td> </tr> </table>	顔写真付き (1種類必要)	例) 運転免許証、パスポート、住基カードなどの公的身分証明書	顔写真無し (2種類必要)	例) 保険証、年金手帳、預金通帳、キャッシュカード、診察券などの証明書
顔写真付き (1種類必要)	例) 運転免許証、パスポート、住基カードなどの公的身分証明書				
顔写真無し (2種類必要)	例) 保険証、年金手帳、預金通帳、キャッシュカード、診察券などの証明書				

下水道処理区域
寄贈
定額給付金

【町への寄附に関するお知らせ】 ※詳細は、財政課(内線241)まで

定額給付金を町へ寄附することをお考えの方は、給付金を受け取った後に寄附金の納付手続きを行ってください。給付金を受け取らず辞退をした場合、国に返還されますのでご注意ください。

檜ベンチの寄贈

都市計画課 内線532

5月18日に国際ソロプチミスト湯河原(杉山由佐子会長)から、檜ベンチ5基を寄贈していただきました。この檜ベンチは、都市公園などの町施設に設置させていただき、町民の方々にご利用いただいています。ありがとうございました。



下水道処理区域が広がりました

下水道課 ☎63-1231

6月1日から次の区域が公共下水道に接続できるようになりました。

- ・宮下 ^{はな}花 ^{さき}咲 730番地付近の一部
- ・宮下 ^{かしわ}柏木 ^{ざわ}沢 755番地付近の一部
- ・吉浜 ^{ごう}神戸 482番地付近の一部
- ・吉浜 ^{しょうぶ}菖蒲 ^{ざわ}沢 624番地付近の一部

新たに下水道を利用できるようになった方には、後日、町から通知しますので、お早めに下水道へ接続していただきますようお願いいたします。また、下水道の接続工事に対する助成金制度がありますので、詳しくは下水道課までお問い合わせください。

●これだけは守ろう下水道

下水道に接続している方は、次の点に注意してください。町民の皆さんのご理解ご協力をお願いします。

(1)ごみや油を流してはいけません。

トイレや台所などから水に溶けないゴミを流すと、各地区の下水道マンホールポンプが詰まったり、宅内の排水管が流れなくなる原因となります。

(2)危険物を流してはいけません。

ガソリンや灯油、シンナーなどを下水道に流すと爆発するおそれがあります。強い酸やアルカリを示す排水も流してはいけません。排水設備や下水道管が溶けてしまいます。

(3)水洗トイレではトイレットペーパー以外の紙は使用しないでください。